

浜松市建設工事等の特定調達契約に係る競争入札要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事等に係る契約のうち地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令372号。以下「特例政令」という。)の規定が適用されるものに係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)を公正かつ円滑に執行するため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)建設工事等 特例政令第2条第3号に掲げる特定役務(建設工事及び建設工事関連業務に限る。)の調達をいう。
- (2)一連の調達契約 特例政令第2条第5号に規定する一連の調達契約をいう。
- (3)発注機関 対象契約に係る建設工事等を所掌する課、所

(対象契約の事前準備)

第3条 発注機関の長は、対象契約に係る競争入札を実施しようとするときは、特定調達契約入

札等実施依頼書(別紙1)及び対象契約に係る公告・告示をする必要がある事項を調達課長に提出するものとする。

(一般競争入札の公告)

第4条 対象契約に係る一般競争入札を実施しようとするときは、入札期日の前日から起算して40日前(一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る入札においては、当該最初の契約に係る公告において、第17号ア(イ)の入札公告の予定時期をその入札期日の前日から起算して24日前までとしたときに限り、24日前)までに公告するものとする。ただし、急を要する場合にあっては、入札期日の前日から起算して10日前までに短縮することができる。

(1) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける調達について入札を実施する旨

(2) 入札の対象となる建設工事等について次に掲げる事項

- ア 名称
- イ 場所
- ウ 概要
- エ 工期
- オ 予定価格 ……………(公表する場合)

(3) 入札に参加する者に必要な資格等について、次に掲げる事項

- ア 入札に参加することができる者は、工事請負契約等に係る入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱第 5 条に定める入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
 - イ 資格者名簿に登載がない者についての資格審査申請を行う旨及びその期間
 - ウ 当該建設工事等を履行するために必要となる要件（以下「審査要件」という。）
 - エ 入札に参加できない者についての要件
- (4) 入札説明書の交付について次に掲げる事項
- ア 交付方法
 - イ 交付場所
 - ウ 交付期限
- (5) 入札参加申込み及び資格確認審査について、次に掲げる事項
- ア 入札参加を希望する者は、入札参加申込み及び入札参加資格の確認審査を受けなくてはならない旨
 - イ 確認審査について次に掲げる事項
 - (ア)確認審査の方法
 - (イ)確認審査の期間
 - (ウ)確認審査の受付場所
 - ウ 資格者名簿に登載されている者（以下「有資格者」という。）であっても、入札期日 において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない旨
- (6) 確認審査結果通知について次に掲げる事項
- ア 確認審査終了後、確認結果通知を交付する旨
 - イ 確認結果通知について次に掲げる事項
 - (ア)交付方法
 - (イ)交付場所
 - (ウ)交付日時
 - (エ)確認結果通知に係る他に必要な事項
- (7) 入札説明会の日時及び場所（入札説明会を実施するときに限る。）
- (8) 入札方法について、次に掲げる事項
- ア 総価で入札を行う旨
 - イ 入札書に記載する金額に関する注意事項
 - ウ 工事費内訳書の添付の有無
- (9) 入札書の提出について次に掲げる事項
- ア 郵便による場合について次に掲げる事項
 - (ア)提出方法
 - (イ)受領期限

- (ウ)送付先
 - イ 郵便によらない場合について次に掲げる事項
 - (ア)入札期日及び時刻
 - (イ)入札場所
 - (10) 開札について次に掲げる事項
 - ア 開札期日及び時刻
 - イ 開札場所
 - (11) 落札者の決定の方法
 - (12) 無効とされる入札
 - (13) 契約書の作成を要する旨
 - (14) 手続において使用する言語及び通貨
 - (15) 発注機関の名称及び所在地
 - (16) 調達課の所在地
 - (17) 当該入札による対象契約が一連の調達契約の一であっては、次に掲げる事項
 - ア 当該一連の調達契約のうち、当該入札による契約の締結後において締結が予定される契約について次に掲げる事項
 - (ア)目的となる建設工事等の名称
 - (イ)入札公告の予定時期
 - イ 当該一連の調達契約のうち、最初の契約に係る入札公告の日
 - (18) 詳細については、入札説明書に記載するところによる旨
 - (19) 契約条項を示す場所
 - (20) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
 - (21) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 前項の規定により公告すべき事項のうち、次に掲げる事項については、公告に日本語ととも
- に英語による記載をしなければならない。
- (1) 入札の対象となる建設工事等の名称
 - (2) 入札期日及び時刻
 - (3) 公告等に係る特定調達契約に関する事務を担当する部課、所の名称及び所在地
- 3 第1項の規定にかかわらず、急を要する場合においては、公告は、郵便による入札書の提
- 出期限の日の前日から起算して10日前までに行うものとする。
- 4 公告は、浜松市契約公報に登載することにより行うものとする。
- 5 公告を行ったときは、市ホームページに掲載するとともに、調達課及び所管する課、所等において、公告の内容を閲覧できるようにするものとする。

(指名競争入札の公告)

第5条 前条の規定は、対象契約に係る指名競争入札を実施しようとする場合に準用する。

この

場合、公告とあるのは公示と読み替えるものとする。

2 指名競争入札を実施しようとする場合の指名通知書の送付は、前条第1項及び第3項に規定する日数に準じて行わなければならない。

(競争入札参加資格)

第6条 対象契約に係る競争入札に参加することができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 工事請負契約等に係る入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱(以下この号において「要綱」という。)第5条に定める建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者。
- (3) 配置を予定する技術者は、技術的適性を有しているものであること。
- (4) 浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱により入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 浜松市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領により入札排除期間中でないこと。
- (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める資格を有していること。

2 前項の規定にかかわらず、浜松市建設工事共同企業体取扱要綱(以下「企業体要綱」という。)第2章の規定により結成される特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)がこの要領による競争入札に参加する場合は、当該共同企業体は前項第1号、第3号及び第8号に規定する資格を、その各構成員は前項第1号、第2号及び第4から第8号までに規定する資格を有していなければならない。

(一般競争入札の場合の参加者の決定)

第7条 調達課長は、建設工事等の入札に参加を希望する者から、公告の日の翌日から公

告終了後2日以内でその都度定める期間内に、確認申請書及びその他必要と認める書類を持参により提出させるものとする。この場合において、共同企業体については、企業体要綱第11条第1号から第4号までに規定する書類を提出させるものとする。なお、電子入札による場合は、電送により提出させるものとする。ただし、やむを得ない理由により書面での入札を行う場合は、入札参加資格確認申請書等の提出期限までに紙入札方式参加申請書（浜松市電子入札運用基準の様式3）を提出し承認を得ることとする。

2 調達課長は、前項の確認申請書を提出した者（以下「申請者」という。）について、確認申請書の提出期限の日の翌日から3日以内に一般競争入札参加の資格確認審査をし、その結果を文書で申請者に通知するものとする。なお、電子入札による場合は、電送により通知するものとする。この場合において、調達課長は、参加資格がないと認めるときは、当該申請者に対し、通知日の翌日から2日以内にその理由等について、書面又は電子入札システムにより電送する方法により説明を求めることができる旨を付記するものとする。

3 調達課長は、前項後段の説明を求められたときは、その日から2日以内に文書により回答するものとする。ただし、説明を求めた者に一般競争入札参加資格があると認める場合は、前項の通知を取り消す旨の回答と併せて、改めて一般競争入札参加資格のある旨の通知を行うものとする。

（設計図書等の閲覧）

第8条 調達課長は、当該工事等に係る契約書の案、入札心得、設計書、仕様書及び図面等（以下「設計図書等」という。）を浜松市電子入札運用基準による入札情報サービスにより配布するものとする。ただし、入札情報サービスに掲載できない場合は、次の各号に定めるところにより、閲覧に供し、貸し出すものとする。

(1) 閲覧及び貸出しは、調達課にて行うものとする。

(2) 貸出しは、1日を限度とし、1申請者につき1部とする。閲覧及び貸出しを行う期間は、公告の日から入札執行日の前日（第5条第4項の規定を適用して入札を行う場合にあっては7日前の日）までとする。

2 設計図書等に係る質問書の取扱いは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 質問書は、公告の日の翌日から入札執行日の7日前の日までに持参、郵送又は電送により、調達課に提出させる。

(2) 質問に対する回答書は、発注機関で作成し、調達課から、質問者に電送又は書面で送付するとともに、入札執行日前3日間、調達課において閲覧させる。

3 調達課長が特に必要と認める場合は、現場説明会（机上説明会を含む。）を行う。この場合、前条第3項の手続が終了してからとし、入札執行日の7日前の日までに行うものとする。

（入札の執行）

第9条 調達課長は、入札執行時において、第5条第2項又は第3項後段の規定により一

般競争入札の参加資格があると確認した旨の通知を電子入札システムにより電送されていない者又は通知文書を持参しない者は、入札に参加させないものとする。

- 2 調達課長は、第1回の入札に際し入札参加者に工事費内訳書の提出を求めるものとする。
- 3 電子入札案件において、入札手続中やむを得ない理由により電子入札から紙入札へ移行する場合は、紙入札移行申請書（浜松市電子入札運用基準の様式4）を提出し承認を得ることとする。
- 4 調達課長は対象契約にかかる競争入札において、妨害、不正行為、入札参加申込者の連合その他入札を公正に執行することができない事由を生じ又は生じるおそれがあると認められるときは入札期日を延期し又は入札を中止することができる。
- 5 前項の規定により入札期日を延期し又は入札を中止したときは、次に掲げる事項を公示しなければならない。
 - (1) 入札期日を延期したときは、延期したこと及び変更後の入札期日、時刻その他公告した内容から変更のあった事項
 - (2) 入札を中止したときは、中止したこと。
- 6 第4条第4項及び第5項の規定（第5条において準用する場合も含む。）は、前項の公示について準用する。
（入札執行者等）

第10条 入札執行者は調達課長又は調達課長が指名した者とする。

- 2 入札執行者は、入札を執行するに当たって、調達課の職員に補助させることができる。
（入札執行の準備）

第11条 入札執行者は、入札場所として入札の執行が適正に行われるような場所を選定するものとする。

- 2 入札執行者は、入札執行に先立ち、予定価格調書の封書、くじその他入札執行に必要な物を準備しなければならない。
（入札保証金及び契約保証金）

第12条 入札保証金は、浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号。以下「規則」という。）第6条及び第7条に定めるところによるものとする。

- 2 契約保証金は、規則第27条及び第28条に定めるところによるものとする。
（郵便による入札書の提出）

第13条 対象契約に係る競争入札においては、郵便又は信書便による入札書の提出を認めるものとする。

- 2 郵便による入札書等を提出する場合は、浜松市業務委託等の特定調達契約に係る郵便

入札要領により処理するものとする。その際、第1条の「(建設工事関連業務委託を除く。)賃貸借契約及び印刷の請負を含む物品の購入契約」の部分を削除し、業務委託を建設工事に読み替えるものとする。

(入札書の書換等の禁止)

第14条 入札執行者は、提出された入札書の書換え、引換え及び撤回をさせてはならない。

(落札者の決定)

第15条 入札執行者は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低の価格の入札をした者を落札者とする。

(くじによる落札者の決定)

第16条 入札執行者は、落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にクジを引かせて落札者を決定する。電子入札の場合は、電子入札システムによりクジ引きを行う。

(低入札の調査)

第17条 対象契約については、最低制限価格を設定することができないが、入札価格によっては契約の内容に適合した履行を確保できないおそれがあると認められる場合、落札の決定を保留し、事情聴取することができる。

2 調達課は、事前に調査基準価格を設定することができる。

(再度入札)

第18条 入札執行者は、初度入札において落札者がいないときは、再度入札を行うものとする。

2 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効

の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。

3 再度入札は、1回限りとし、初度入札の開札結果の発表後、当該入札場所において直ちに行

うものとする。

4 郵便入札による入札参加者は、1回目の入札で落札者が決定しなかった場合、2回目の入札

に参加できないものとする。

5 対象契約に係る競争入札において、再度入札によってもなお落札者がいないときは、次により処理する。

(1) 最低入札価格と予定価格との差額が予定価格の概ね5パーセント以下であり、かつ入札執行者が随意契約に切り替えることが可能であると認めた場合は、最低価格入札者から2回を限度として見積書を徴し、見積額が予定価格に達した場合は、契約を締結する。

(2) 入札執行者が必要と認めて仕様内容等の精査を行わせた結果、予定価格等を変更す

ることとなった場合は指名換えを行わないで改めて入札を行う。

(3) 前1号及び第2号に掲げる以外の場合は指名替えにより改めて入札を行う。

(入札の無効)

第19条 規則第13条第1項各号に定めるもののほか、次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 確認申請において虚偽の申請をした者のした入札

(2) 設計図書等及び現場説明において示した条件などの入札に関する条件に違反した入札

(3) 一般競争入札参加資格があると確認され、その後入札執行時点において第6条に規定する参加資格を失った者のした入札

(4) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札

ア 人的関係

(ア) 一方の会社の役員(持分会社の業務を執行する社員、株式会社(特例有限会社を含む。)の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。)又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合(会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。)

(イ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

イ その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

(入札結果等の通知)

第20条 落札者を決定したときは、その旨を当該落札者に対して口頭又は文書にて通知する。

2 前項の通知が落札者に到達した日から7日以内に当該落札者が契約の締結に応じないときは、

この落札決定は効力を失うものとする。

(期間の計算)

第21条 この要領において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例(平成元年浜松市条例第76号)第1条第1項に規定する休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、特定調達契約の係る競争入札の執行に関し必要な

事項

は、市長が別に定める。

この要領は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月16日から施行する。

特定調達契約入札等実施依頼書

平成 年 月 日

担 当 部 課	
担当者・電話番号	電 話
調達の名称・数量	
履行場所・納入場所	
入 札 方 法	一般競争入札・指名競争入札・随意契約・ポイント方式・総合評価落札方式
公 告 希 望 日	平成 年 月 日
入 札 希 望 日	平成 年 月 日
入 札 場 所	
契 約 予 定 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (長期継続契約 ・ 債務負担行為)
予算額又は予定価格	
入札参加資格 業種登録番号	
随意契約の理由	1 適用条項 2 理由
備 考 (必用資格・許可等)	

入札方法については、該当する入札方法に、○を付けて下さい。

競争入札の場合の入札公告等希望日については、公告日が決定している場合は公告日を、未定の場合は希望日を記入して下さい。

入札日及び入札場所については、随意契約の場合は、各々見積合せの日・場所を記入

して下さい。

随意契約の理由については、随意契約で実施する場合のみ、特例政令の随意契約理由及び具体的な理由を記入して下さい。

備考欄については、適宜必要な事項を記入して下さい。

(担当課 調達課)